

寄 附 行 為

制定 平成 2年4月24日
改正 平成13年3月23日

財団法人

フランスベッド・メディカルホームケア

研究・助成財団

寄 附 行 為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人、財団法人フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を新宿区百人町1丁目25番1号 フランスベッドビル内に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、在宅ケア推進の一環として在宅ケアに関する事業及び研究に対する助成並びに在宅ケアに関する調査・研究及び情報提供を行い、もって国民医療の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在宅ケアに関する事業及び研究に対する助成
- (2) 在宅ケアに関する調査・研究
- (3) 在宅ケア関連サービスに係わる自治体・民間企業の事業に関する情報の収集及び提供
- (4) 在宅ケア関連サービスに関するセミナーの開催及び出版物の刊行
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 基本財産とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式（株式配当により取得したものは除く。）

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業隊行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3ヵ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 14 条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 15 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役 員

(種類及び定数)

第 16 条 この法人に、次の役員を置く。

理 事 10 名以上 20 名以内

監 事 2 名

2 理事のうち、1 人を会長、1 人を理事長、2 人以内を常務理事とする。

(選任等)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、会長、理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第 18 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受けてこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第 19 条

- 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 20 条

- 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 21 条

役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長又は理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第 29 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における第 27 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 31 条 この法人に、評議員 11 名以上 22 名以内（理事現在数と同数以上とする。）を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第 17 条第 4 項及び第 19 条から第 21 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事」及び「役員」とある

のは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第 32 条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員は、会長が招集する。
 - 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
 - 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
 - 5 評議員会は、第 27 条から第 30 条の規定を準用する。
この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 選考委員会

(選考委員会及び選考委員)

- 第 33 条 この法人の事業の適切かつ円滑な運営を図るため、理事会の諮問機関として選考委員会を置く。
- 2 選考委員会は、理事長の諮問に応じてこの法人の事業に係る助成対象の選考並びに助成金額及び助成方法の決定を行い、これを理事長に答申する。
 - 3 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、5 人以上 8 人以内とし、この法人の事業に関し専門的知識を有する者の中から、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
 - 4 選考委員は、役員及び評議員を兼ねることができない。
 - 5 選考委員には、第 17 条第 4 項及び第 19 条から第 21 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事」及び「役員」とあるのは、それぞれ「選考委員」と読み替えるものとする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、選考委員会及び選考委員に関し必要な事項は理事会で定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 34 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 35 条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 36 条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事 務 局

(設置等)

第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 38 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならな

い。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第9章 株主権行使

(株主権の行使等)

第 39 条 この法人が保有する株式について、この法人がその株式の発行会社に対して株主の権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

第10章 補 則

(委 任)

第 40 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

この寄附行為は平成13年3月23日から実施する。